

南陽市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和元年7月25日制定

令和4年6月24日改定

令和5年6月26日改定

令和7年6月25日改定

南陽市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

南陽市の農業は、稲作を中心として、果樹・畜産・野菜等を組み合わせた複合経営で行われている。また、南陽市の農地は、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状態や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みの推進が求められている。さらに、農家の高齢化、農家戸数の減少により、遊休化している農地も少なくない。

今後、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、南陽市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、2035年を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (2025 年 3 月)	2, 4 9 0 ha	1, 5 0 1 ha	6 0 . 3 %
5 年後の目標 (2030 年 3 月)	2, 4 8 0 ha	1, 7 3 6 ha	7 0 . 0 %
目 標 (2035 年 3 月)	2, 4 7 0 ha	1, 9 7 6 ha	8 0 . 0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の実行・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の**実行**と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(イ) 利用権の設定期間が満了する農地、(ウ) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地等について情報収集を行い、「地域計画」の**実行**・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

市内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、牧草やわらび等の栽培による粗放的管理を検討するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知できない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価

する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 遊休農地の発生防止と解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (2025 年 3 月)	2, 4 9 0 ha	1 0 ha	0. 4 %
5 年後の目標 (2030 年 3 月)	2, 4 8 0 ha	8 ha	0. 3 %
目 標 (2035 年 3 月)	2, 4 7 0 ha	5 ha	0. 2 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と農地利用最適化推進委員による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。また、タブレット端末やドローン、衛星画像などのデジタル技術を活用し、正確性の向上、効率化を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難な農地として区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （2025 年 3 月）	3 人／年 （0.4 h a／年）	2 法人／年 （1.8 h a／年）
5 年後の目標 （2030 年 3 月）	2 人／年 （1 h a／年）	1 法人／年 （2 h a／年）
目 標 （2035 年 3 月）	2 人／年 （1 h a／年）	1 法人／年 （2 h a／年）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の促進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

南陽市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、南陽市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力